

第6章 その他の事項

1. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の考え方

屋外広告物は、景観の良否を左右する要素であり、その表示や設置に関しては、現行の岐阜県屋外広告物条例において定められている許可基準について適切な運用を図ることにより規制誘導を行います。

景観計画協働地区などにおいては、今後、地元との合意のもとで地域の実状にあった具体的な基準を設けることを検討していきます。



〈素材への配慮、建築物との調和、デザインを工夫した屋外広告物のイメージ〉

2. 景観重要公共施設の整備に関する考え方

公共施設（道路、河川、公園など）の整備にあたっては、「岐阜県公共事業景観形成指針^{※7}」及び「同 手引き」などにより地域の景観特性に配慮していくものとします。また、特に地域の景観形成に必要となる公共施設については、景観法にもとづき、当該公共施設の管理者との協議の上、景観重要公共施設として指定し、整備の方針や占用等の基準を定めることができます。

景観重要公共施設の指定について管理者との協議にあたっては、次のいずれかに合致するものについて行うものとします。

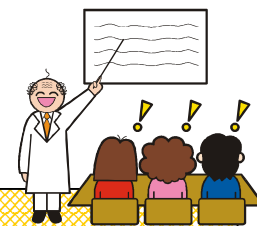
- 公共施設の整備効果が周辺に波及し、良好な景観形成を誘発させることが可能であるもの
- 多くの人々が利用し、また目にするなど、景観形成上重要な役割を果たすもの
- 地域のまちづくりや観光振興などとの連携が図られるもの

※7. 岐阜県公共事業景観形成指針：岐阜県景観基本条例第8条第1項の規定にもとづき定めた、公共施設の建設等に係る県土の良好な景観の形成のための指針

3. 景観アドバイザー、まちなみ景観表彰制度

景観計画の適切な運用と実効性を高めるため、土岐市景観条例において“土岐市景観アドバイザー”と“まちなみ景観表彰制度”を設けます。

それぞれの目的、役割は以下のとおりです。



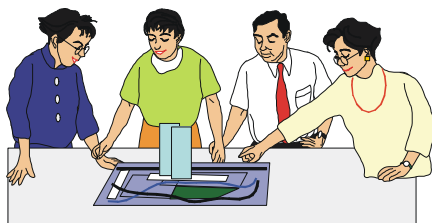
【景観アドバイザー】

良好な景観形成を図るため、以下のような事項について、専門的な立場から助言を求めます。

- ・届出行為に対する景観形成基準の適否の判断
- ・市民等の景観形成活動に対する支援

【まちなみ景観表彰制度】

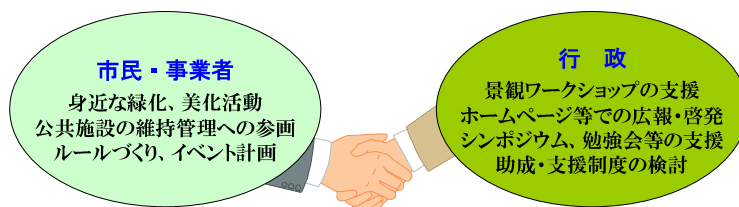
良好な景観形成に寄与した個人や団体に対して、市長が表彰を行うことにより、広く市民に功績等を知らせ、市民の景観意識の向上を図ります。



4. 景観まちづくり活動について

市民が愛着をもてる良好な景観を形成するためには、景観法や景観計画に定められた仕組みに加え、行政と市民・事業者が協働体制をとり、『みんなで進める景観まちづくり』を実践していくことが大切であると考えます。

景観まちづくり活動について考えられるメニュー例を以下に示します。



項目	活動メニュー例
緑化・美化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の庭先や店舗駐車場などにおいて自主的な緑化 ・自宅や事業所、店舗の玄関周りの清掃等
公共施設の維持管理への参画	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアサポートプログラム^{※8}等を活用した道路や公園などの公共施設の維持管理
ルールづくり、イベント計画	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画協働地区におけるルールの検討（ワークショップ） ・景観協定の指定検討 ・景観まちづくり実施場所の視察 ・景観写真コンテストの開催
景観ワークショップの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画協働地区における景観ワークショップの開催支援（技術的助言、運営補助、コーディネーター・ファシリテーター^{※9}派遣）
ホームページ等での広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画課のホームページに景観に関する情報を掲載 ・広報誌やチラシによる広報や啓発
シンポジウム、勉強会等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等によるシンポジウム、講演会の開催支援 ・土岐市景観アドバイザーによる勉強会の開催
助成・支援制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・市民（個人、グループ）や事業者が行う景観に関する取り組みを支援するため、緑化等の助成や専門家派遣の仕組みなどについて検討



※8. ボランティアサポートプログラム：道路等の公共施設の美化活動等について、公共施設の管理者と地域や企業が協定を結び行う仕組み。

※9. ファシリテーター：会議やミーティングにおいて、合意形成や相互理解のために、中立的な立場で議論の進行を行う人